

2014 年 11 月 19 日

文化審議会著作権分科会
著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会 御中

株式会社アंक
代表取締役 田村 明

JEITA 殿資料「新しい産業の創出・拡大に資するクラウドサービス
やメディア変換などの新規ビジネスの促進に向けて」に関する弊社見解

JEITA 殿資料「新しい産業の創出・拡大に資するクラウドサービスやメディア変換などの新規ビジネスの促進に向けて」につきまして、株式会社アंकとしての見解を以下に記します。

上記資料におきましては、ユーザーの利便性向上や社会的に有用であるサービスについては、著作権者の意見に優先して、適法となる法環境の整備をお願いしたいと記述されております。また、その「事例・実例・参考」例として、弊社のコピー判定支援ソフト「コピペルナー」が記載されております(P.72)。

しかしながら、弊社としましては「著作権者の意見に優先して法環境の整備をお願いしたい」という考えを現在は持っておりません。その理由を以下に記述致します。

(1) コピペ判定支援ソフト「コピペルナー」について

コピペルナーは、レポートや論文などの文書ファイルを、インターネット上の Web ページやユーザー所有の文書ファイルと比較し、コピーチェックを行うソフトです。各 PC 上で動作する「コピペルナーV3」と Web サーバー上で動作する「コピペルナーV2 サーバー」があります。

(2) コピペルナーのキャッシュ動作について

「コピペルナーV3」および「コピペルナーV2 サーバー」は、インターネット上の情報と論文の比較を行う際、インターネット上の情報を商用の検索エンジンを使って一時的に取得しますが、その情報を将来コピペルナーで利用するために保存しておりません。コピペルナーV3 では、論文の比較を行った後、コピペルナーを終了すれば、一時的に取得した情報は自動的に削除されます。また、コピペルナーV2 サーバーでは、一時的に取得したインターネット上の情報は、各ユーザーの課題ごとに管理されており、ほかのユーザーからそ

の情報にアクセスすることはできません。また、課題を削除すれば、一時的に取得した情報は、自動的に削除されます。これらの利用の態様は、一般の検索エンジンと同様のものであり、著作権法第 47 条の 6 により、適法に実施できていると考えています。

(3) 将来自社 DB サーバーに論文データを保管する場合について

将来、弊社のデータベースに論文を保管してチェック対象とする場合は、論文データ・著作権を管理している企業・機関と契約を結んだ後に、契約範囲内の論文データを自社 DB に保管し、チェック対象とする予定です。

これらの理由により、現在著作権者の権利を侵害していることはなく、著作権者の意見に優先して法環境の整備をお願いしたいという考えはありません。

何卒よろしくお願ひ申し上げます。

以上